

規制委員会の示す指標値以上のものについて食品衛生法に基づく廃棄等の措置がとられるとともに、地方自治体が実施する放射性物質検査の検査結果は厚生労働省のウェブサイトで公表されているなど、放射性物質に汚染された食料品の出荷及び摂取がされないような措置が適切に講じられている。

(5) 原告らは、科学的立証ではなく、あくまで通常人が避難という選択をすることが合理的か否かという観点から避難の合理性を検討すべきである旨主張するが、かかる主張は、国際的にも合意されている上記の科学的知見を根拠なく否定した上での主張であって、その前提に誤りがある。

(被告国)

1 原告らが避難の理由として主張するもののうち、不安感や危惧感に留まるものについては、少なくとも本件事故との間に相当因果関係のある損害ということとはできない。

2 その他の主張は、被告東電の主張1及び2と同旨である。

第9 慰謝料算定における考慮要素（争点⑨）

(原告ら)

1 慰謝料算定の考慮要素は、後記2、3及び以下(1)ないし(6)のとおりであり、原告ごとの考慮要素は、別紙慰謝料の考慮要素一覧表記載のとおりである。

(1) 放射能汚染のない環境下で、生命及び身体を脅かされず生活する権利侵害

ア 被ばくしたことの不安及び将来の健康不安

イ 被ばくした可能性があることの不安及び将来の健康不安

ウ 未成年者の被ばくの不安及び将来の健康不安

(甲状腺検査結果による不安)

エ 未成年者の被ばく防止のための行動制限

(屋外(公園, 山, 川, プールなど)での運動や遊びの制限など)

オ 被告国による放射線量に関する不完全な情報提供による, 高線量地域への避難

(2) 内心の静穏な感情

ア 従前の生活や地域, 生業への愛着, 思い入れ

イ 事故直後の避難及び避難所生活に伴う精神的苦痛

(渋滞, 悪天候下での避難, 着の身着のままでの避難, 集団避難所での過酷な生活など)

ウ 世帯分離

(家族との別離, 二重生活による精神的・経済的負担, 福島と群馬との頻繁な往復など)

エ 避難による失業, 転校

オ 避難決意に伴う周囲とのあつれき

(家族間でのあつれき, 親戚間でのあつれき, 職場の同僚らとのあつれき, 近所付き合いでのあつれき, 学校でのあつれきなど)

カ 放射能や被ばくに関する多様かつ錯綜した情報による不安

キ 未成年者の被ばくもしくは被ばく可能性による親としての後悔と不安

ク 避難生活による不慣れな土地での様々な日常生活上の不便やストレス

(3) ふるさと喪失

ア 避難による, 友人・親戚関係の断絶, 希薄化

イ 避難による地域との繋がり希薄化

ウ 避難前に行政から受けていたサービスの低下

エ 多くの住民の転出や, 職場, 病院, 学校, 商店の閉鎖等による地域の変容

(4) 人格発達権

ア 従前の生活や地域，生業への愛着，思い入れの喪失

イ 失業，退職などによる精神的及び経済的苦痛

(やりがいのある仕事を失うなど)

ウ 避難による転校や学業生活の変化

(親しい友人との別離，学校の環境の変化，いじめ，進学先の変更，進学断念など)

エ 避難による家族関係の変化

(家族との別離，離婚，二重生活に伴う負担など)

オ 将来の見通しが付かないことへの不安

(避難終了の目処がつかないこと)

(5) 居住・移転の自由

ア 避難時の財物持ち出しの制限

イ 今後の居住先（住宅）確保への不安

(借り上げ住宅の終期未定，住宅ローン，経済的問題など)

ウ 不慣れな地での避難生活による不便，不安

(6) その他

ア 防災基本計画が不適切であったために，避難に当たって苦労を強いられたこと

イ 避難生活の目途や汚染状況についての情報提供が不十分である中で避難を強いられたこと

2 被告東電の予見可能性及び結果回避可能性（争点③ないし争点⑥）等を中心とする被告東電の非難性は，その内容によって原告らの被った精神的苦痛の程度は異なるから，慰謝料算定の考慮要素となる。

3 被告国が定めた防災対策基本計画が不適切であったために避難に当たって苦労を強いられたこと及び避難生活の目途や汚染状況についての情

報提供が不十分である中で避難を強いられたことは、慰謝料算定の考慮要素となる。

4 原告らが本件事故により被った損害のうち、本件訴訟において請求していないもの、たとえば財産権侵害や生命ないし身体的損害に対する支払は、本件訴訟において請求している慰謝料算定における考慮要素にはならない。

(被告東電)

1 争う。

2 一般論として、慰謝料算定の際に加害動機や態様等の加害者側の事情が斟酌されることについては争わない。しかし、そのような場合とは、加害者側に故意又は重過失を基礎づけるような具体的な事実があり、それによって被害者の精神的苦痛及び法益侵害の程度が増大すると客観的に認められる場合に限定されるべきであり、そのような事情に至らない各種の事情を「加害者側の非難性」として取り上げて、慰謝料の増額事由として考慮することは相当でない。

また、本件においては、本件事故の原因となった本件地震及び本件津波は、推進本部や中央防災会議においても想定外であったと述べる通り、専門機関ですら予見することが不可能であった自然現象に起因するものであり、被告東電においてもこれらを予見することは不可能であった。そして、これらの事情に照らせば、本件事故により被った原告の精神的損害については、被害の有無及び程度に即して賠償責任の有無及び相当の慰謝料が認められるべきであって、非難性の程度は、慰謝料額算定の際の増額すべき要素にはならない。

3 非難性の内容及び程度に関する主張は、争点③ないし争点⑥における主張と同様である。

4 慰謝料の補完的作用からして、財産権侵害等に対する支払は、慰謝

料減額の考慮要素となる。被告東電による具体的な支払額は、別冊2記載のとおりである。

(被告国)

1 争う。原告らが主張する被告東電に対する非難性は、被告国に対する非難性と連動しない。

2 防災計画が不適切であるために苦労を強いられたこと及び不十分な情報提供の中で避難を強いられたことによる精神的苦痛については、争う。

原告らの上記主張は具体性を欠く。また、被告国の防災基本計画及び防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲等は適切であったし、被告国は避難生活の目途及び汚染状況に関して情報提供義務を負っていないから、原告らの上記主張には理由がない。

3 被告国の支援の下、被告東電が中間指針等を尊重し、適切な賠償を早期に行っていることや、対象者に請求書を送付するなどして早期の賠償に努めていることは、慰謝料算定に当たってもその減額要素として十分に考慮されるべきである。

第10 中間指針等の合理性 (争点⑩)

(原告ら)

1 中間指針等は、原子力損害の賠償に関する紛争について、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として策定されたものである。すなわち、中間指針等は、原発事故による多くの被害者が存在する中、何の指針もなく当該損害に対する補償に関して交渉が行われることは望ましいとはいえず、また多くの被害者が何の指針もないまま指針策定を求めて訴訟を提起した場合、裁判所が機能不全に陥り、迅速な被害者救済が実現できないという不利益が生じかねない状況であったため、これらの被害者を迅速かつ円滑に被害回復を図る目的で作成されたものである。したがって、中間指針等は、上記の

とおり、可及的速やかに「自主的解決」をはかるものであるから、当事者間の自主的な解決に当たって一般的な指針を示すにとどまるものであって、裁判所による司法判断を拘束するものではない。

2 中間指針等の内容には、政府の避難指示等の有無によって賠償の対象や範囲を大きく区別している点や、被災者からの事情聴取が不十分であり、損害額の算定において本件事故による被害の深刻さを十分に評価していない点において、不合理かつ不相当なものであるといわざるを得ない。

中間指針等の慰謝料の基準の策定に当たっては、いわゆる自賠責基準が参考とされているところ、自賠責基準は人的損害に対する最低限の填補を制度目的にしており、訴訟において通常認められる慰謝料額よりも著しく低額なものである。

さらに、中間指針等が定める慰謝料は、日常生活に不便が生じたことに対する慰謝料（自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持及び継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料）をその基本とするものであるところ、原告らは、本件事故が原因で、ふるさとを失い、職を失い、人生設計の変更を迫られ、将来への不安や差別に対する恐怖を抱えながら生活し続けている以上、居住及び移転の自由以外にも、「日常生活上の不便さ」では括ることのできない様々な権利利益の侵害を受けている。それにもかかわらず、中間指針等における慰謝料額には、この点が反映されていない。

3 したがって、中間指針等は、本件訴訟における原告らの精神的損害を評価する上で賠償規範となり又は十分に尊重される義務が発生するような合理性を有するものとはいえない。

（被告東電）

1 中間指針等は、中立的立場にある第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、慰謝料の裁判例及び慰謝料額の基準

を慎重に検討及び議論し、被災者に対する事情聴取を十分に行い、これらを踏まえて、公開の議場で審議を重ねて策定されたものである。

2 中間指針等を策定する際の審査会においては、民事裁判において認められるであろう賠償の内容を念頭に置いていること、損害賠償の一般法理から説明できる内容である必要があること等が指摘され、このような立場からその内容が策定されたものであるから、中間指針等の賠償基準は合理的かつ相当な基準であり、裁判上の手続においても十分に尊重されるべきものである。

中間指針等が参考のひとつとした自賠償基準は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより基本的な対人賠償を確保することを目的とするものであり、交通事故被害者において身体的な傷害を受けたことを前提とし、それに伴い行動が大幅に制約されることといった生活の不都合、治療や通院の負担等の精神的苦痛について考慮されているものである。そして、避難等対象者は、避難により正常な日常生活の維持及び継続が阻害されるものの、身体的な傷害を伴うものではなく、また、行動自体は自由であることを踏まえれば、自賠償基準を参考として避難等に係る慰謝料額を定めることは合理的である。また、交通事故においては、加害者側に帰責性があることが通常であることを踏まえれば、自賠償保険制度における傷害慰謝料が加害者の非難性をことさら捨象した性格のものであると評価することには疑問がある。

3 中間指針等は、補償の対象としている避難者の精神的苦痛の内実につき、本件事故以前に避難者が属していた共同体に係る精神的苦痛を、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失したこと」という形で賠償すべき精神的苦痛の一つとして掲げている。すなわち、原告らが主張する「包括的生活利益としての平穩生活権」のうち、地域コミュニティの喪失に係る部分については、中間指針等も考慮要素としているものである。加

えて、中間指針等は、自主的避難者についても、「包括的生活利益としての平穩生活権」という言葉こそ使用していないものの、法的に慰謝料として認められるべき範囲についてはこれを賠償の対象としている。

4 原告らの主張する被侵害利益は、実質的に重複や言い換えを含むものであるが、中間指針等は、多様であり得る精神的苦痛については、これを包括的に捉えて精神的損害を把握することが適切であることから、本件事故と相当因果関係の認められる損害については「日常生活阻害慰謝料」という名目で包括的に賠償の対象としているのである。そうすると、原告らの主張する「包括的生活利益としての平穩生活権」の内実是不明確であるものの、本件事故と相当因果関係の認められるものについては、中間指針等においても考慮されているといえる。よって、中間指針等の内容を不合理かつ不相当とする原告らの主張は失当である。

5 そして、中間指針等は、本件事故の多数の被害者間における公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されており、現に多数の被害者に対する賠償が実施されており、賠償規範として定着している実情にある。

(被告国)

中間指針等は、原賠審における法律、医療又は原子力工学等に関する学識経験を有する者による審議を経た上で策定されたものであること、低線量被ばくに関する合理的な知見をもとに設定した避難区域等を前提に、自賠責保険における慰謝料及び民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準による期間経過に伴う慰謝料の変動状況等を参考に賠償額を定めていることからすれば、中間指針等の内容は合理的である。

第11 個々の原告が被った損害等(相当因果関係及び損害各論)(争点⑪)
(原告ら)

個々の原告に関する損害主張は、別冊1記載のとおりである。

(被告東電)

後記第3章の第9節中及び第10節の第1ないし第45の各2(2)に各記載したものを除き，不知。

(被告国)

後記第3章の第9節中及び第10節の第1ないし第45の各2(3)に各記載したものを除き，不知。

第12 慰謝料額 (争点⑫)

(原告ら)

本件訴訟において請求している被侵害利益に関する慰謝料額は，少なくとも，各原告につき2000万円が相当である（うち1000万円の一部請求）。

(被告東電)

争う。

(被告国)

争う。

第13 弁済の抗弁 (争点⑬)

(被告東電)

1 被告東電は，各原告に対し，各原告が本件訴訟において請求している慰謝料として，別紙弁済の抗弁関係一覧表中「うち慰謝料としての支払総額」欄（別冊2の各「合計のうち精神的損害に対する賠償額」欄と同額）記載のとおり，各支払った。

2 被告東電は，精神的損害に対する賠償として，避難等対象者に対し，月額10万円（避難所生活の場合には月額12万円）を原則として支払っている。

また，本件事故発生時に，「旧緊急時避難準備区域」に居住していた中学生以下の者に対し，平成24年9月から平成25年3月までの

分として、1か月あたり5万円の合計35万円を支払った。

要介護状態の者に対しては、要介護状態等の程度に応じて月額1万円、1万5000円又は2万円を、恒常的に介護が必要な者を介護している者に対しては、月額1万円を、それぞれ加算して支払うこととしている。

そして、本件事故発生時に、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に住居があり、避難等を余儀なくされた者（本件事故後の死亡あるいは出生は個別事情を確認して対応する。）で、避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点において避難対象者である者について、避難が長期化する場合の慰謝料として、一人当たり700万円を賠償する方針である（従前の支払状況により金額が異なる場合もある。）。

3 被告東電が、自主的避難等対象者に対して12万円を支払っている場合、そのうち、8万円が精神的損害に対する支払であり、4万円がその他費用に対する支払である。原告ら主張の原紛センターの整理に裁判規範性はない。

(1) 大人（18歳以下及び妊婦の両者を除く者）の精神的損害

ア 本件事故発生から平成23年12月末 8万円（生活費の増加費用を含む。）

（その他の費用 0円）

イ 平成24年1月から平成24年8月末 0円（その他の費用4万円）

(2) 18歳以下及び妊娠中の女性

ア 本件事故発生から平成23年12月末 40万円

（実際に自主的避難を行った者に、20万円を追加）

イ 平成24年1月から平成24年8月末 8万円（生活費の増

加費用を含む。)

(その他の費用 4万円)

(被告国)

被告東電の弁済の抗弁の主張を全て援用する。

(原告ら)

1 各原告が、被告東電から支払を受けた金員の額に関する認否は、別紙弁済の抗弁関係一覧表中「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄記載のとおりであるが、それがすべて、各原告が本件訴訟において請求している慰謝料について支払われたことは、否認する。

2 原告らは、本件訴訟において、被侵害利益として、生命ないし身体の利益を請求していないから、別冊2の各「合計のうち精神的損害に対する賠償額」欄記載の金額のうち、「生命・身体的損害」欄の「精神的損害該当性」欄に「○」を付した欄の支払は、本件請求についての弁済にはならない。

3 被告東電が、自主的避難等対象者に対して12万円を支払っている場合、そのうち、4万円が精神的損害に対する支払である。

原紛センターは、中間指針等を策定した原賠審の下に設置された機関であるところ、原紛センターは、自主的避難等対象者に対する賠償について、次のとおり整理しており、原紛センターにおける和解成立事例は、基本的に上記整理にそうものである。被告東電は、非難の合理性については中間指針等にそう主張をしながら、弁済の抗弁については上記整理と異なる主張をするものであり、恣意的である。

(1) 大人の精神的損害

ア 本件事故発生から平成23年12月末 4万円

(他に、生活費の増加費用、移動費用、その他費用4万円)

イ 平成24年1月から平成24年8月末 0円

(2) 18歳以下及び妊娠中の女性

ア 本件事故発生から平成23年12月末 20万円

(他に、生活費の増加費用、移動費用、その他費用40万円)

イ 平成24年1月から平成24年8月末 0円

第14 弁護士費用の額 (争点⑭)

(原告ら)

本件請求に係る弁護士費用は、各原告につき、100万円が相当である。

(被告東電)

争う。特に、被告東電が、本件事故と相当因果関係のある原子力損害であることを認め、原告番号72に690万円、原告番号73に210万円、原告番号79に1310万円、原告番号80に1180万円、原告番号93に745万円、原告番号119に50万円、原告番号120ないし122に各30万円を追加して各支払う旨表明しているところ、当該各部分については、被害者は、簡易迅速な直接賠償手続により被告東電から賠償金を受け取ることができ、被害者において訴えの提起を余儀なくされることや過失の立証を求められることもない。したがって、原告らが被告東電に対して直接請求せずに本件訴訟においてこれを請求する場合の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

(被告国)

争う。

第15 規制権限不行使の違法 (争点⑮)

(原告ら)

1 地震動及び津波に関する規制権限不行使

(1) 規制権限の有無

ア 被告国は、省令62号は基本設計ではなく詳細設計に関する規

制を内容とするものであるとし、基本設計に関して省令62号が適用されないと主張する。しかしながら、そのような考え方は、設置許可がされた後も発展する科学的技術的知見を原子力発電所に反映させる手段がなく、安全基準が不適切ないし不十分であることが客観的に明らかになったとしても、被告国が適切に是正を命じる手段がないことになってしまい、明らかに不合理である。また、電気事業法39条の規定ぶりも、省令62号の各規定の規定ぶりも、基本設計等の変更を要する措置が除かれていると解することはできない。

さらに、省令62号8条の2及び33条4項については、内部事象のみならず、地震及び津波といった外部事象をも対象とした規定であると解すべきである。それは、i) これらの規定の文言上、内部事象に限定すると解釈することはできないこと、ii) 内部事象のみに独立性を求める合理的理由に欠けること、iii) 平成23年3月30日の省令の解釈改正により、省令62号33条2項に津波による機能喪失を想定した規定を追加していることから明らかである。

イ 仮に、被告国の主張するとおり、経済産業大臣の規制権限が詳細設計に限定されるとしても、原告らが主張している敷地地盤面の高さを超える津波対策は、全て詳細設計に関する事項である。なぜなら、被告国は、津波対策における基本設計について、「敷地高さを想定される津波高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重要な影響を受けるおそれがないものとする」と主張するところ、上記主張によっても、「津波に対する他の事故防止対策」の具体的細目は、設置許可段階における審査対象である基本設計とされておらず、敷地高さ以外の対策として具体的にいかなる対策を講じるかは、対象となる施設設備の大きさ、配置、機能、周辺設備の具体的使用との関連において技術的に決定

することが合理的だからである。

(2) 注意義務の内容

ア 地震動について

被告国は、平成18年9月に新耐震指針が策定されたことに伴い、電気事業法39条1項に基づき、i) 省令62号5条を、新規原子炉のみならず既存原子炉についても最新の科学的知見に基づき求められる地震力に対する耐震性を有することを義務付ける内容に改正し、ii) 又は既存原子炉についても新耐震指針に適合した耐震性を確保することを事業者にも義務付けるものと解釈して運用すべきであったにもかかわらず、これを怠り、同法40条に基づく技術基準適合命令を発しなかった。

この点、被告国は、新耐震指針の策定より前に設置された既存の原子炉施設については、耐震性評価に当たり新耐震指針の遡及適用（バックフィット）をしない解釈を採っている。しかしながら、万が一の炉心損傷を回避するためには、最新の科学技術に適合する安全性を確保することが不可欠であり、省令62号5条は解釈によってバックフィットを定めたものと解すべきである。

また、被告国は、設計基準地震の策定に当たり、考慮すべき基準として国際的な慣行とされている1万年に1回の超過確率の巨大な地震を考慮していないため、設計基準地震の策定内容が不十分であった。

イ 津波について

以下2の各時点において、被告国は、被告東電と同様に、本件原発の敷地地盤面を超えて非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波（本件津波を含む。）が到来することを予見し得たのであるから、その時点で規制権限（電気事業法39条1項、40条、省令62号4条、33条4項）を行使し、被告東電に対し、必要な津波対策（上記第6で述べたとおりの津波対策に係る各措置であり、本件事故を回避するのに足る程

度の結果回避措置である。具体的には i) 防潮堤及び防波堤の設置, ii) 配電盤設置の多様性, 非常用 D G の高所への設置, iii) タービン建屋の水密化, iv) その他を指す。) を講じさせるべきであった。

2 地震動及び津波に関する予見可能性

電気事業法が、適時かつ適切に規制権限を行使し得る立場にある者として、経済産業大臣に規制権限を付与したことを考慮すれば、経済産業大臣は、地震及びこれに伴う津波に関する最新の情報の収集および調査を行う必要があるから、被告国の予見可能性を判断するに当たっては、被告国が情報収集及び調査義務を尽くした結果を含めて検討する必要がある。そして、被告国が情報収集及び調査義務を尽くしたことを前提とすることの帰結として、少なくとも被告東電が認識していた事実は、被告国も認識していたものとして予見可能性の有無を判断すべきである。

また、被告国に求められる予見可能性の程度は、科学的知見の確立までは不要であり、被侵害法益の重大性及び対峙する法益が経済活動の自由であることとの関係で、緩やかに判断すべきである。

(1) 平成14年7月31日から数か月後

被告国は、被告東電と同様、平成14年に策定された推進本部による長期評価及び土木学会による津波評価技術をもとに、速やかにこれらを用いた想定される津波高の試算を行うか、試算を早期に被告東電に命じてその結果の報告を受けることができたし、それを行うべきであった。

(2) 平成18年5月頃

被告国は、溢水勉強会において行われたシミュレーションにより、本件原発における溢水に対する脆弱性が明らかとなったのであるから、この時点において、長期評価の知見に基づく津波試算を実施することができたし、これを行うべきであった。

(3) 平成20年5月頃